

判決年月日	平成 1 9 年 6 月 2 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成18年(行ケ)10208号		
○ 特許請求の範囲の記載が特許法第 3 6 条第 6 項第 2 号の要件（特許を受けようとする発明が明確であること）を満たさないとした審決の判断を維持した事例			

（関連条文）特許法第 3 6 条第 6 項第 2 号

（要旨）

1 事案の概要

拒絶査定不服審判請求は成り立たないとした審決の取消訴訟において，原告は，特許法第 3 6 条第 6 項第 2 号の趣旨は，当業者が権利範囲内か否かを判断することができないような特許請求の範囲の記載を排除することにあるから，化学構造の明確性が問題となる場合においても，権利範囲が明確になる限度で化学構造が示されていれば，同号の要請を満たしていると考えべきであり，これを超えて，権利範囲が明確であるにもかかわらず，更に化学構造自体の明確性が満たされなければ同号に適合しないとするのは，同号の解釈を誤ったものであると主張した。

2 裁判所の判断

一般に，化学物質においては，置換基が異なれば，別の化学物質であり，その性質や活性も異なるのが通常である。また，化学構造からその性質や活性を予測することが困難な場合も多く，例えば，大きさ，極性，官能基の有無や種類において類似する置換基であれば，ある程度の予測可能性があるとしても，置換基の性質が大きく異なれば，その予測は困難である。たとえ一部分に共通する構造を有していても，異なる置換基部分の影響は，実験によらないと判明せず，実験によって初めてそれらの化学物質が共通した作用を有するか否かが確認される。ある共通する構造を有する化学物質群において，可変構造である置換基がいかなる基であっても，その発明の課題を解決するために必要な作用が共通するということを証明するには，種々の性質の異なる置換基を有する化学物質が共通した作用を有することを確認する必要があるところ，実際には，このような確認を行うことは極めて困難である。

特許請求の範囲に記載された化学物質が一定の性質を有することを主要内容とする発明においては，特許請求の範囲で化学構造の一部分のみを特定し，特定されていない部分は任意の基を意味するという形式の記載は，特定されていない部分が発明の詳細な説明の記載や技術常識を参酌して，当業者が一定の範囲に特定することができるなどの特段の事情がない限り，同じ性質を有しない化学物質や同じ性質を有することが実験等によって確認されていない化学物質までも特許権の権利範囲に含まれてしまう結果となるため，許容されず，結局のところ，特許法第 3 6 条第 6 項第 2 号の規定に適合するとはいえない。

3 本願発明は、ある種の化学物質が「低水温で優れた漂白効力」及び「優れたカラーセーフティプロフィール」を有するという性質があることを見出し、かかる性質を有する化学物質を「ブリーチ増強剤」として配合した「漂白組成物」を提供することを目的としたものである。そのため、本願発明においては、特許請求の範囲に記載された化学物質が上記の性質を有することが主要な部分を占める。また、本件請求項1においては、結合手が一つである置換基Rの定義中に、2価の基が含まれているから、選択肢が2価の基であるときには、当然に他端に何らかの基が結合することになる。ところが、本願明細書を検討しても、他端に結合する基が任意の基である、すなわち、無限定のいかなる基であっても、本願発明の化学物質が上記の作用効果を有することを裏付けるに足りる記載はないから、本件請求項1に係るこのような記載を許すと、上記のような作用効果を奏することが明らかではない物質まで含んでしまうことになる。

また、発明の詳細な説明の記載や技術常識を参酌して、当業者が他端に結合する基を一定の範囲に特定することができるの特段の事情もない。

したがって、上記のような特許請求の範囲の記載では、特許法第36条第6項第2号の明確性の要件を満たしているということとはできない。